

## 第4章 保険に関する制度の企画・立案

### 第1節 保険契約者等の保護のための特別の措置の整備

#### 生命保険のセーフティネットの再構築について

##### 1. 経緯等

生命保険のセーフティネットについては、平成10年に4600億円の規模で創設され、その後、平成12年の保険業法等一部改正法により、3年限りの措置として、政府補助の特例措置を含め、5000億円の規模のセーフティネットが追加的に整備された。

この政府補助の特例措置が平成15年3月末で期限切れとなることから、平成12年の保険業法等一部改正法附則に置かれた「政府は、この法律の施行(平成12年6月)後三年以内に、保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、この法律による改正後の保険契約者等の保護のための制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。」旨の規定を踏まえつつ検討を行った。

こうした検討を踏まえ、平成15年3月14日に、生命保険のセーフティネットの再構築を含む「保険業法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、4月15日に衆議院で可決され、同月25日に参議院で可決、成立し、5月9日に公布された。

##### 2. 法律の概要(資料4-1-1参照)

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直しその他所要の措置を講ずることとした。

主な改正内容は次のとおり。

###### (1) 生命保険契約者保護のための資金援助制度

生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構が資金援助等を行うセーフティネットが整備されていたところであるが、現下の生命保険を取り巻く環境に鑑み、平成15年4月以降3年間の破綻に対応するため、改めて、政府補助の特例措置を含む5000億円(業界対応分:1000億円、国対応分:4000億円)のセーフティネットを整備した。

## (2) 経営手段の多様化のための措置等

平成14年の商法等の改正により株式会社に導入された委員会等設置会社制度等について相互会社にも導入することとともに、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、組織変更の際して増資を行う場合に基金の現物出資を可能とするなどの措置を講じた。

保険会社の付随業務として他の金融業を行う者の業務の代理等を規定するとともに、中間業務報告書の作成・提出の義務付けや生命保険募集人の登録手続の見直し等の措置を講ずることとした。

## 契約条件の変更（予定利率の引下げ）制度の整備について

### 1. 経緯等

生命保険を取り巻く環境は、保有契約高の減少や株価の低迷等に加え、超低金利の継続によるいわゆる「逆ざや」問題により、一層厳しいものとなっている。

こうした中で、予定利率の問題については、多くの論点が存在することから、幅広く検討してきたところであるが、金融審議会をはじめ関係方面と議論を深め、5月23日に「保険業法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、6月12日衆議院で可決され、同日、参議院に付託された。

### 2. 法律の概要（資料4 - 1 - 2参照）

保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、保険会社・保険契約者間の自治的な手続により契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行った。

主な改正内容は次のとおり。

#### (1) 契約条件変更の手続等

保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社については契約条件の変更の申出を行うことができることとし、契約条件の変更を行うための手続として、株主総会等の特別決議のほか、異議申立て手続等を行うこととした。

#### (2) 保険契約者への通知等

契約条件の変更に当たっては、保険契約者等に対し、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測に加え、基金及び保険契約者等以外の債権

者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項等を示さなければならないこととした。

(3) 契約条件の変更の限度

契約条件の変更は、それまで積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならないほか、変更後の予定利率は、保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める水準を下回ってはならないこととした。

(4) 契約条件の変更に係る承認

内閣総理大臣は、契約条件の変更の申出の承認を行うとともに、必要に応じ保険調査人に契約条件の変更の内容等について調査させた上で、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であって、かつ、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、契約条件の変更案の承認をしてはならないこととした。

(5) 基金及び基金償却積立金の取扱い等

基金に係る債務の免除を受けたとき等の基金及び基金償却積立金の取扱いについて規定の整備を行うなど、所要の措置を講じた。

## 第2節 銀行等における保険商品の窓口販売について

### 経緯等

銀行等における保険商品の窓口販売は、平成9年の保険審議会報告、平成12年の保険業法改正を受けて、平成13年4月1日から、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険（住宅ローン関連の信用生命保険については、窓販を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定。）海外旅行傷害保険について実施された。その際、窓販の対象商品の拡大等については、窓販の実施状況をみながら更に検討を行い、平成13年度中に改めて結論を得ることとされていた。

その後、検討の結果を金融審議会第二部会に「銀行等における保険商品の窓口販売について」として報告（平成14年3月19日）した後、6月21日から7月21日までパブリックコメント手続を経て、8月30日、内閣府令を改正し、10月1日より窓販対象商品の拡大を行った。

具体的内容（資料4 - 2 - 1参照）

#### 1. 対象商品の拡大等

保険商品の窓口販売の見直しに当たっては、利用者利便の向上、販売チャネル間の競争促進、保険契約者保護等の観点から検討を行い、以下の商品を窓販の対象商品に加えた。

- ・生保：個人年金保険（定額、変額） 財形保険
- ・損保：年金払積立傷害保険、財形傷害保険

上記に加え、住宅ローン関連の信用生命保険については、窓販を行う銀行等の子会社・兄弟会社である生命保険会社の商品に限定されていたが、この規制を撤廃した。

また、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険については、その対象物件が専用住宅であるものに限られていたが、これに店舗併用住宅を加えた。

## 2. 弊害防止措置等の充実

今回の保険商品の窓口販売の見直しに併せて、以下のような弊害防止措置等の充実を図ることとした。

- (1) 銀行等が保険商品を販売する際に、保険商品を購入しないことが他の取引に影響を及ぼさないことについて、顧客への説明がなされるための措置を講じることとした。
- (2) 銀行等が変額個人年金保険を販売する際に、融資を受けて保険料に充てた場合、当該商品が元本割れすると、借入金が残ることについて、顧客への説明がなされるための措置を講じることとした。
- (3) 銀行等が住宅ローン関連の信用生命保険を販売する際に、住宅ローンの返済に困ったときの相談窓口（当該銀行等の内部及び外部の相談窓口）について、顧客への説明がなされるための措置を講じることとした。
- (4) 銀行等の内部でマニュアルを策定して研修を実施するとともに、内部検査を行うなど適切な募集体制を整えることを求めることとした。
- (5) 銀行等による保険商品の窓口販売の際に発生したトラブルについて、保険業界に設けられた紛争処理の場で解決を図る場合には、募集を行った銀行等にもその場への参加が義務付けられるようにした。